

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの、又はコロナ禍、円安の長期化、エネルギー価格や原材料等高騰の影響を受けている法人又は団体等であって本補助金の趣旨により商工労働部長が別に認めるものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の長期化、急激に進む円安、エネルギーや原材料等の価格高騰に伴う厳しい経営環境の中で経営上の影響を受けた県内中小企業等による、事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 知事は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第1欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に別表1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は別表1の第4欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額が別表1の第5欄に定める額未満となる場合は対象としない。）とし、補助対象期間は同表の第6欄に定めるものとする。
- 3 補助対象経費について、本補助金と別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施計画書の提出及び認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事業実施計画を商工労働部商工政策課長が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 知事は、前項の提出があったときは、補助対象者の要件及び事業実施計画の内容を審査し、事業の認定の可否を決定するものとする。
- 3 前項の審査は、別に定める基準に基づき行うものとする。
- 4 知事は、前項により事業の認定の可否を決定したときは、様式第2号により速やかに結果を通知する。

(事業着手)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、自己の責任において令和4年12月22日以降に事業に着手することができるものとし、事業の認定日までに生じた経費を、前条第1項の規定による事業実施計画における補助対象経費に含めて提出することができる。

(実施内容の変更)

第7条 第5条第4項に規定する認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、原則として、認定された事業実施計画(以下「認定計画」という。)の範囲内で、補助事業を行うものとする。

2 認定事業者は、認定計画について次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ、様式第1号の事業実施計画を提出して知事に変更申請するものとする。

(1) 認定額(補助金見込額)の増額を伴う変更

(2) その他、重要な変更と認められる変更

3 前項により変更申請があったときは、第5条の規定を準用する。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第8条 規則第5条の規定による本補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)及び規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 認定計画に係る事業完了(認定計画を変更し一部完了をもって事業完了とした場合を含む。)の日から10日を経過する日

(2) 令和5年10月10日

2 交付申請及び実績報告は、様式第3号によるものとする。

3 規則第5条第1号及び第2号に掲げる交付申請に添付する書類並びに規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる実績報告に添付する書類は、それぞれ様式第4号及び第5号によるものとする。

4 認定事業者が第1項各号に規定する日までに交付申請及び実績報告を行わなかった場合は、第5条第4項の規定による認定は失効するものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第9条 本補助金の交付決定及び規則第18条第1項の規定による交付額の確定は、原則として、前条第1項の規定による交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 前項の規定により交付決定及び交付額の確定を行ったときは、様式第6号により通知する。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で、本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)の補助対象経費の支払実績額に対応する本補助金を、補助事業者へ支払うものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 規則第 25 条第 2 項の知事の承認に係る申請は、様式第 7 号により行うものとする。
- 4 第 9 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 13 条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(関係書類等の保存)

第 14 条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び書類を保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 15 条 知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、規則第 21 条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第 22 条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第 16 条 知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があるとき、補助事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第 17 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。

(改正前要綱による認定計画の変更等の取扱い)

第 2 条 改正前の鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づき、事業実施計画書を提出した者の本補助金にかかる取扱いは、次項以降に規定するものを除き、なお従前のおりとする。

- 2 改正前要綱による認定計画（以下「改正前要綱認定計画」という。）にかかる事業について、やむを得ない理由によって、令和 5 年 1 月 30 日までの完了が見込めなくなった場合、当該認定事業者は、

知事に対し、改正前要綱認定計画の事業期間延長にかかる変更申請を行うことができる

- 3 前項の事業期間の延長にかかる変更申請は、令和5年2月10日までに行わなければならない。
- 4 改正前要綱認定計画の変更申請にあつては、改正後のこの要綱（以下「改正後要綱」という。）の第5条及び第7条の規定を準用する。
- 5 改正前要綱認定計画の事業期間延長が承認された認定事業者（以下「延長承認済認定事業者」という。）の場合、改正後要綱別表1第6欄の補助対象期間は、令和4年10月14日から令和5年9月30日までと読み替えるものとする。
- 6 延長承認済認定事業者は、令和5年1月31日までに認定計画のうち一部が事業完了している場合にあつては、改正後要綱第8条の規定にかかわらず、当該事業完了部分にかかる交付申請及び実績報告を、令和5年2月10日までに、改正後要綱様式第3号により行わなければならない。
- 7 前項により延長承認済認定事業者から認定計画の一部完了部分にかかる交付申請及び実績報告が提出された場合は、改正後要綱第9条及び第10条の規定を準用する。

別表1（第4条関係）

1 補助対象者	2 補助事業	3 補助率	4 補助金 上限額	5 補助金 下限額	6 補助対象期間
<p><通常枠> 次に掲げる事項すべてを満たす者 （1）次に掲げるいずれかに該当すること。 ア 令和4年4月以降、事業計画を提出する直近の決算完了月までの連続する任意の3か月（以下「対象期間」という。）の売上高（合計額）が、過去3年間（平成31年4月から令和4年3月までの間）のうちいずれかの年の同期間（以下「基準期間」という。）の売上高（合計額）と比較して10%以上減少していること。 イ 対象期間の売上総利益（粗利）の合計額が、前年（令和3年4月から令和4年3月までの間）の同期間分の売上総利益（粗利）の合計額と比較して10%以上減少していること。 （なお、粗利の算定にあたっては、売上原価に、販売費及び一般管理費（以下「販管費」という。）のうち物価高騰の影響を受けたと認められる経費を含めて算定することができる。本算定を以下「広義の粗利」という。） （2）県内中小企業等であること。 （3）以下のいずれにも該当しないこと。 ア 宗教上の組織若しくは団体 イ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等 ウ 上に掲げる者の他、本補助金の趣旨に照らして適当でないとして知事が判断する者</p>	<p>コロナ禍の影響からの回復や、円安、燃油・原材料価格やその他物価高騰対策として前向きに実施する次に掲げる（1）～（5）のいずれかに該当する取組であって、かつ（6）に該当するもの</p> <p>（1）省エネ投資 （2）高効率・高収益化に向けた取組 （3）新商品開発・事業転換への取組 （4）需要確保・販路開拓の取組 （5）その他、本補助金の趣旨に照らして、商工当労働部長が適当と認める事業 （6）次に掲げるいずれかに該当しないこと ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業 イ 公序良俗に反する事業 ウ その他補助金を交付することが適切でないとして認められる事業</p>	1 / 2	150万円	15万円	令和4年12月 日22日から令和5年9月30 日まで
<p><利益回復特別枠> 次に掲げる事項すべてを満たす者 （1）次のいずれにも該当すること。 ア 対象期間の売上高（合計額）が、基準期間の売上高（合計額）と比較して10%以上減少していること。 イ 対象期間の売上総利益（粗利）の合計額又は広義の粗利の合計額が、前年同期間分の売上総利益（粗利）の合計額又は広義の粗利の合計額と比較して30%以上減少していること。 （2）通常枠の（2）及び（3）を満たすこと。</p>		2 / 3	200万円	20万円	

別表2 (第4条関係)

区分	費目	内容
省エネ施設改修・設備投資に要する経費	機械器具費	省エネ・効率化のために導入する設備(機械装置、備品等)整備に必要な経費
	システム導入費	デジタル活用により省エネ・効率化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費
	施設改修費	省エネのための施設改修(節電対策、断熱化等、省エネ効果が見込まれる改修整備)に必要な工事費、設計経費等
	調査・指導費	省エネ診断や、現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費
高効率・高収益化に要する経費	機械器具費	業務の効率化や、コスト削減等による高効率・高収益化のための設備(機械装置、備品等)整備に必要な経費
	システム導入費	デジタル活用で業務効率化やコスト削減等により高効率・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費
	施設改修費	効率化・高収益化のための施設改修(オープンスペース化や動線改善等、業務効率化等が見込まれる改修整備)に必要な工事費、設計経費等
	調査・指導費	業務フローや現状・課題の分析および課題解決、効率化・高収益化に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費
新商品開発・事業転換に要する経費	マーケティング戦略費	市場調査、マーケティング戦略(製品、価格、流通、プロモーション戦略)構築、事業実施方法転換等への助言を外部専門家に依頼する経費
	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費 ※ 開発研究等に要するもののみ(販売用は対象外)。
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品(サービス)のブランディング、プロデュースに係る指導費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	開発・事業転換費	価格適正化と合わせて行う高付加価値新商品(サービス)の開発・リニューアルに要する経費、新型コロナ対応の新商品(サービス)の開発等に要する経費、事業実施転換等を自社で行う経費 ※ 新商品(サービス)開発等の取組で、新たに必要となる直接人件費、固定費(光熱水費、賃料、通信費等)も含む。
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
需要確保・販路開拓に要する経費	人材育成費	教材の作成、購入又は借用に要する経費、研修受講、研修対価として講師に支払う経費
	マーケティング戦略費	現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の分析、市場調査、マーケティング戦略構築、新規誘客や販路・商圏拡大等に向けた助言を外部専門家へ依頼する経費
	会場整備費	展示会、販促イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等で通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成、消費者への価格適正化の理解促進や新規誘客・再来店に向けた広告・広報に要する経費、新規顧客開拓や再来店促進に向けた取組に係る消耗品等の諸経費
	人材育成費	教材の作成、購入又は借用に要する経費、研修受講、研修対価として講師に支払う経費
需要確保・販路開拓費	需要確保や販路開拓(新規出店、店舗拡大等)に直接要する経費 ※ 需要確保・販路開拓の取組で、新たに必要となる直接人件費、固定費(光熱水費、賃料、通信費等)を含む。 ※ 販売用の原材料費は対象外。	
共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動、補助事業実施に必要となる従業員の出張に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
その他の費用	その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費であって、商工労働部長が必要と認めるもの(既存実施事業からの経費振替は対象外)	

※ 消費税及び地方消費税、振込手数料は、補助対象経費から除くものとする。

※ 汎用品(パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等)は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象とする。

なお、個人事業主等で、事業用と兼用の場合は、使用率等をもとに按分し、事業用部分を対象とする。

※ 人件費、固定費、消耗品にかかる経費の計上は、合わせて、補助対象経費全体の2分の1までとする。

鳥取県知事 様

住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

事業実施（変更）計画書

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和4年10月14日付第20220016641
3号鳥取県商工労働部長通知）第5条第1項の規定により、事業計画を提出します。

提出区分	<input type="checkbox"/> 新規
	<input type="checkbox"/> 変更（令和 年 月 日付事業実施計画の変更）
	【変更内容/変更理由】

1 実施主体の概要

住所	(〒 -)																	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 交通業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊・観光業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 理美容業 <input type="checkbox"/> その他 ()																	
資本金・出資金 (千円)																		
従業員数 (代表者を除く)	人																	
担当者職・氏名																		
電話番号・ファクシミリ	(電話) (FAX)																	
担当者メールアドレス																		
誓約・同意事項	提出にあたり、以下の事項について確認し、相違ないことを誓約します。																	
	<table border="1"><thead><tr><th>誓約</th><th>項目</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。</td></tr><tr><td></td><td>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</td></tr><tr><td></td><td>暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</td></tr><tr><td></td><td>現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。）</td></tr><tr><td></td><td>計画書の記載について、不正や虚偽がないこと。</td></tr><tr><td></td><td>補助対象期間内（最長令和5年9月30日まで）に、支払含め補助事業が完了しない場合、補助金が交付されないことにあらかじめ同意すること。</td></tr><tr><td></td><td>納品等が間に合わず、補助金が交付されない場合を想定し、予め、発注（予定）先と取扱いに合意しておくこと。（例：補助金が交付されない場合は、発注キャンセル、自己負担での発注等）</td></tr><tr><td></td><td>（個人事業主の場合かつ過去2年以内にe-taxで確定申告を行い、当該確定申告書類の添付を省略する場合） 売上高等の要件確認のため、県商工政策課から県税務課に申告情報等を照会することに同意します。 ※ 照会により要件確認できない場合等、確定申告書類を送付していただく場合があります。</td></tr></tbody></table>	誓約	項目		宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。		暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。		暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。		現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。）		計画書の記載について、不正や虚偽がないこと。		補助対象期間内（最長令和5年9月30日まで）に、支払含め補助事業が完了しない場合、補助金が交付されないことにあらかじめ同意すること。		納品等が間に合わず、補助金が交付されない場合を想定し、予め、発注（予定）先と取扱いに合意しておくこと。（例：補助金が交付されない場合は、発注キャンセル、自己負担での発注等）	
誓約	項目																	
	宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。																	
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。																	
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。																	
	現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。）																	
	計画書の記載について、不正や虚偽がないこと。																	
	補助対象期間内（最長令和5年9月30日まで）に、支払含め補助事業が完了しない場合、補助金が交付されないことにあらかじめ同意すること。																	
	納品等が間に合わず、補助金が交付されない場合を想定し、予め、発注（予定）先と取扱いに合意しておくこと。（例：補助金が交付されない場合は、発注キャンセル、自己負担での発注等）																	
	（個人事業主の場合かつ過去2年以内にe-taxで確定申告を行い、当該確定申告書類の添付を省略する場合） 売上高等の要件確認のため、県商工政策課から県税務課に申告情報等を照会することに同意します。 ※ 照会により要件確認できない場合等、確定申告書類を送付していただく場合があります。																	
※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。																		
※必ず、全項目、確認すること。																		

2 売上高・売上総利益(粗利)の状況

比較方法を選択	<input type="checkbox"/> ①売上高での比較 <input type="checkbox"/> ②売上総利益(粗利)での比較 <input type="checkbox"/> ③広義の粗利での比較 ※上の比較方法を✓の上、下表に金額等記入。(①売上高比較の場合上段のみ、それ以外は下段に記入) ※②粗利、③広義の粗利での比較を選択する場合は、前年(令和3年4月～4年3月までの間)の同期間と比較すること。
---------	---

<input type="checkbox"/> 利益回復特別枠の適用有無	売上高 10%以上減かつ粗利(又は広義の粗利)30%以上減で提出する場合 ※左欄に✓の上、下表の対象期間・基準期間の各月の売上(上段)、粗利(下段)ともに記入。 ※粗利(又は広義の粗利)は、前年(令和3年4月～4年3月までの間)の同期間と比較すること。
---------------------------------------	--

対象期間			基準期間			差引額(減少額) C=B-A		
期間の取り方及び当該期間の実績額 令和4年4月以降の任意の連続する3か月間の <input type="checkbox"/> 売上高/ <input type="checkbox"/> 粗利額/ <input type="checkbox"/> 広義の粗利額 ※売上は上段に、それ以外は下段に記入			期間の取り方及び当該期間の実績額 ①売上高比較の場合 ※上段に金額を記入 過去3年(R31年4月～R4年3月までの間)のいずれかの年の同期間) ②粗利比較又は③広義の粗利比較の場合 (前年(R3年4月～4年3月までの間)の同期間)※下段に金額記入					
R__年__月	(売上)	円	R__年__月	(売上)	円			
	(粗利)	円	<input type="checkbox"/> R3年__月	(粗利)	円			
			<input type="checkbox"/> R4年__月					
R__年__月	(売上)	円	R__年__月	(売上)	円			
	(粗利)	円	<input type="checkbox"/> R3年__月	(粗利)	円			
			<input type="checkbox"/> R4年__月					
R__年__月	(売上)	円	R__年__月	(売上)	円			
	(粗利)	円	<input type="checkbox"/> R3年__月	(粗利)	円			
			<input type="checkbox"/> R4年__月					
計(A)	(売上計)	円	計(B)	(売上計)	円		(売上減C)	円
	(粗利計)	円		(粗利計)	円		(粗利減C)	円
減少率 $C \div B \times 100$ ※小数点以下切り捨て							売上減少率	%減
						粗利減少率	%減	

比較方法	算定方法	
<input type="checkbox"/> ①売上高	基準期間	確定申告書類に記載された月額(実売上高)とする。
	対象期間	売上台帳、月次決算書類等で把握できる月額(実売上高)とする。
<input type="checkbox"/> ②売上総利益(粗利)	売上高-売上原価(※1) ※1) 売上原価=期首棚卸高(在庫)+仕入高-期末棚卸高(在庫)	
<input type="checkbox"/> ③広義の粗利	売上高-売上原価-販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費(※2) ※2) 荷造り運賃費、水道光熱水費、燃油関連経費(ガソリン代等で個別に管理されている場合に限る)、その他販管費に計上されているが売上原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費(個別に管理されている場合に限る。)	

※過年度分(基準期間)の①売上高、②粗利、③広義の粗利は実績額によることを原則とするが、白色申告等で月額実績の提出が困難な場合、 $年額 \div 12$ をひと月当たりの額とすることができる。
 ※当年分の①売上高、②粗利、③広義の粗利も実績額によることを原則とするが、②粗利、③広義の粗利を計算する場合、対象期間の期首・期末棚卸高が把握困難であれば、事業年度開始時の棚卸高(期首棚卸高)に変動がなかったものとして計算することができる。(事業年度開始時の棚卸高(期首棚卸高)=対象期間の期首の棚卸高=対象期間の期末の棚卸高)

3 事業の概要

事業期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日
		※事業者の責任において、令和4年12月22日以降、認定前の着手も可		※最長令和5年9月30日まで(事業に係る支払を含む)
本事業(今回の取組)を行うにあたって、他の補助金の活用有無 ※ いずれかに○	無	有	有の場合は、以下を記入	
		補助金名称	活用内容	

4 事業費及び補助金の見込額(認定希望額)

事業(取組)実施に必要な経費					
実施区分	費目	経費概要	発注先/所在地	金額(消費税抜きの額)	合計額(A)
				円	円 ※30万円税抜以上が対象
				円	
				円	
				円	
補助金の見込額(認定希望額)					
補助対象経費合計額(A) × 1/2 (上限額 150万円) ※千円未満切り捨て [<input type="checkbox"/> 利益回復特別枠(売上減10%以上かつ利益減30%以上)適用の場合 補助対象経費合計額(A) × 2/3 (上限額 200万円)]					円

5 実施内容

(1)実施区分 ※該当するものに✓	<input type="checkbox"/> 省エネ投資 <input type="checkbox"/> 高効率・高収益化 <input type="checkbox"/> 新商品開発・事業転換 <input type="checkbox"/> 需要確保・販路開拓 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(2)現在の事業の実施内容		
(3)長期化するコロナ禍、円安、又は物価高騰で生じている課題		
(4)今回、課題克服のために実施する事業(取組) ※(1)で選択した区分ごとに概要を記載	省エネ投資	
	高効率・高収益化	
	新商品開発・事業転換	
	需要確保・販路開拓	
	その他	
(5)事業実施による効果(見込)		

様

職 氏 名
(公 印 省 略)

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金 事業実施計画に係る [(変更) 認定・不認定] 通知書

年 月 日付けで提出のあった鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という。）に係る事業実施計画については、審査の結果、[(変更) 認定・不認定]とすることとしますので、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和4年10月14日付第202200166413号鳥取県商工労働部長通知）（以下「要綱」という。）第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

（認定の場合）

1 認定する補助金の見込額（認定額） 金 円
（（必要に応じて）内訳）

2 その他

※一部のみ認定する場合はその内容、理由等を記載すること。

※期間延長する場合は、その内容を記載すること。

※ 本認定は、本補助金の交付を確約するものではありません。本補助金の交付を受けるためには、以下の対応が必要となります。

【留意事項】

- ・本補助金の補助対象期間は、最長令和5年9月30日までです。
- ・同期限内に今回認定された事業計画の内容に沿って、事業を実施・完了してください。
- ・事業完了から10日を経過するまで、又は令和5年10月10日のいずれか早い日までに、本補助金の交付申請及び実績報告を行ってください。当該期限までに交付申請及び実績報告を行わない場合は、事業実施計画に係る県の認定は失効するものとします。
- ・今回の認定額を超えて、交付申請兼実績報告を行おうとする場合は、事前に変更手続きが必要です。県担当窓口（0857-26-7855）に連絡の上、指示を受けるようにしてください。
- ・本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び要綱の規定に従わなければなりません。
- ・その他、補助金募集要領（鳥取県商工労働部商工政策課「鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金のご案内」）に留意し事業を実施してください。

（不認定の場合）

1 不認定とする理由等

2 その他

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金 交付申請書兼実績報告書

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金について、下記のとおり、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により交付申請を行うとともに、同規則第17条第1項の規定により、事業の実績について報告します。

記

交付申請 兼実績報告	算定基準額 (補助対象経費の額) ※消費税及び地方消費税は除く	交付申請額及び実績報告額 (補助金額) ※消費税及び地方消費税は除く
添付資料	1 補助事業収支決算書 (様式第4号) 2 補助事業実施報告書 (様式第5号)	

(認定計画との比較)

計画認定時 (変更認定時)	補助対象経費の額： (消費税及び地方消費税の額は除く)	認 定 額： (変更認定額)
今回報告額	補助対象経費の額： (消費税及び地方消費税の額は除く)	交付申請額：
差 引 額		

提出にあたり、以下の事項について確認し、相違ないことを誓約します。(全項目を確認、✓すること)	
項目	チェック
宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。	<input type="checkbox"/>
暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。	<input type="checkbox"/>
現在事業を実施していること。(臨時休業を含む。)	<input type="checkbox"/>
交付申請及び実績報告の記載について、不正や虚偽がないこと。	<input type="checkbox"/>

補助事業収支決算書

1. 収入の部

（単位：円）

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金 (A)		
その他		
補助対象経費計 (B) <small>※消費税及び地方消費税は除く</small>		

2. 支出の部

（単位：円）

実施区分	費目	経費概要	発注先 ／所在地	補助事業に 要する経費 <small>※消費税及び地方消費 税を含む</small>	補助対象 経費 <small>※消費税及び地方消費 税は除く</small>	経費	
						本補助金	左以外
小計					(B)	(A) <small>※補助金は千円未満切 り捨てで記載</small>	<small>※補助金以外は円単位 で記載</small>

※ (A) には同じ額が入ります。同様に (B) には同じ額が入ります。

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
- 2 委託費及び工事費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、本様式とあわせて提出すること。
- 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)
- 4 補助金額は、補助対象経費合計額×1/2 (上限額 150 万円、下限額 15 万円)
利益回復特別枠適用の場合は、補助対象経費の合計額 × 2/3 (上限額 200 万円、下限額 20 万円)
※千円未満切り捨てとする。

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけ ればならない理由

補助事業実施報告書

1 実施主体の概要

企業名	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 交通業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊・観光業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 理美容業 <input type="checkbox"/> その他 ()
従業員数（代表者を除く）	人
担当者職・氏名	
電話番号・ファクシミリ	(電話) (FAX)
担当者メールアドレス	

2 実施内容

事業期間	開始	終了	年 月 日 ※最長令和5年9月30日まで
(1) 実施区分 ※いずれかを ○で囲んで ください。		省エネ投資	
		高効率・高収益化	
		新商品開発・事業転換	
		需要確保・販路開拓	
		その他 ()	
(2) 事業実施 状況			
(3) 事業実施 効果・今後の 見込み			

※添付書類：

- ・支出の事実を確認できるもの（契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し 等）
- ・事業の実施状況が分かるもの（成果物、導入した機械器具・システム等の写真 等）
（その他、個別の費目に応じて別途書類が必要となる場合があります。）

様

職 氏 名
(公 印 省 略)

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書兼実績報告書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金（以下「本補助金」という。）については、下記のとおり、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき交付することに決定するとともに、規則第18条第1項の規定に基づき、補助金の額を確定しましたので通知します。なお、下記のとおり精算払します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書兼実績報告書に記載のとおりとする。

2 交付決定額、確定額及び精算払額

本補助金の補助対象経費の額、交付決定額及び確定額、精算払額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|---|---|
| (1) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額及び確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算払額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

取得財産処分承認申請書

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和4年10月14日付第202200166413号鳥取県商工労働部長通知）第11条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	(年 月 日現在)
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

(注) 上表の内容を確認できる資料を添付すること。

口座振込依頼書

年 月 日

請求者 住所 _____

氏名 _____

(団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)

(連絡先 (電話番号) : _____)

鳥取県から支払われる鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 振込銀行等 _____ 銀行 支店
金庫 出張所
農業協同組合 営業部

2 預金科目 普通 ・ 当 座

3 口座番号 店番 口座番号
[][][] — [][][][][][][][]

(株) ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、又はゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Web サイトで確認したものに限りま

4 口座名義 (カタカナ)

※請求者と口座名義人が異なる場合に

請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。

受任者住所・氏名 (口座名義人)
